プロに聞く 経営相談室



2023年4月に改正された 労働基準法について

~中小企業の割増率の引き上げ~

- Q. 令和5年4月に労働基準法の改正があったと聞きました。 その中でも割増賃金の改正について教えて下さい。
- A. 中小企業も大企業と同じく時間外労働の割増率が50%に引き上げら れました。

割増賃金とは

使用者が、労働者に対し、(1) 労働時間を延長 して時間外労働をさせた場合、(2)休日労働をさ せた場合、(3)深夜の時間帯に労働をさせた場合、 労働基準法の定めにより、通常の賃金に一定の割増 率を乗じた割増賃金を支払わなければなりません。

これは、労働者への補償と時間外、休日、深夜労 働の抑制という目的があります。

割増賃金を支払う場合について

割増賃金を支払う場合については3つあります。 時間外労働に対する割増賃金、休日労働に対する

8時間、週6日働いた場合、週の合計労働時間 は48時間となります。この場合、40時間を超え た8時間分の労働は、原則として時間外割増賃 金の対象となります。

イ 時間外労働の割増率

時間外労働の割増率は25%以上としなければな りません(時間外労働月60時間超の場合は後述)。

労働契約により予め決められた給与は、通常、 所定労働時間に対する給与ですので、時間外労 働をした場合、「時間外労働をしたことによる 給与 | と「25%以上の割増率を加えた手当 | を 支払うべきことになります。

例えば、1時間当たりの給与が1,000円の労 働者が、1時間の時間外労働をした場合、その

割増算金以降は会員専用ページにて公開しております。たりの給与1,000円

で覧頂くには、入会手続き後、会員専用ページより

アクセスをお願いします。

40時間を超える労働のご入会はこちらから

(入力は数分で終わります)

会員の方はこちらから